

市税の納期カレンダー

| 税目 | | 月 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|-------------------|--------------------------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 個人市民税 | 普通徴収 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | | 4期 | |
| | 年金からの特別徴収 | 仮徴収 | | 仮徴収 | | 仮徴収 | | 本徴収 | | 本徴収 | | 本徴収 | |
| | 給与からの特別徴収 | 徴収した月の翌月 10 日まで | | | | | | | | | | | |
| 法人市民税 | 均等割申告 | 全額 | | | | | | | | | | | |
| | 均等割と法人税割 | 確定申告 | 事業年度終了の日の翌日から原則 2 カ月以内 | | | | | | | | | | |
| | | 予定申告 | 事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内 | | | | | | | | | | |
| 固定資産税・都市計画税 | | 1期 | | | 2期 | | 3期 | | | | 4期 | | |
| 軽自動車税(種別割) | | | 全額 | | | | | | | | | | |
| 市たばこ税 | | 翌月の末日まで | | | | | | | | | | | |
| 入湯税 | | 翌月の 15 日まで | | | | | | | | | | | |
| 事業所税 | 法人 | 事業年度終了の日から 2 カ月以内 | | | | | | | | | | | |
| | 個人 | 翌年の 3 月 15 日まで | | | | | | | | | | | |

(注) 納期限が休日その他の公休日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。

市税の納付方法

市税の納付場所

市税は、定められた期日までに次の場所でお納めください。

■全国の本支店および出張所で納められる金融機関

| | | | |
|--------|-------|-------|-----------|
| 北洋銀行 | 北海道銀行 | みずほ銀行 | 三菱 UFJ 銀行 |
| 三井住友銀行 | りそな銀行 | 北陸銀行 | 三井住友信託銀行 |

■全国のゆうちょ銀行および郵便局

(注) 札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

■北海道内の本支店および出張所で納められる金融機関

| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 北海道信用金庫 | 室蘭信用金庫 | 空知信用金庫 | 苫小牧信用金庫 |
| 北門信用金庫 | 北空知信用金庫 | 日高信用金庫 | 渡島信用金庫 |
| 旭川信用金庫 | 稚内信用金庫 | 留萌信用金庫 | 北星信用金庫 |
| 大地みらい信用金庫 | 遠軽信用金庫 | 北海道労働金庫 | |

■札幌市内本支店および出張所で納められる金融機関

| | | | |
|----------------|----------------|---------|---------|
| 青森銀行 | みちのく銀行 | 秋田銀行 | 七十七銀行 |
| 第四北越銀行 | 三菱 UFJ 信託銀行 | みずほ信託銀行 | 北央信用組合 |
| 札幌中央信用組合 | 空知商工信用組合 | ウリ信用組合 | あすか信用組合 |
| 札幌市農業協同組合 | サツラク農業協同組合 | 新生銀行 | |
| 北海道信用農業協同組合連合会 | 北海道信用漁業協同組合連合会 | | |

■次のコンビニエンスストアの各店舗

| | | | |
|-------------|-------------|--------------------|----------|
| ハマナスクラブ | セイコーマート | セブン-イレブン | ファミリーマート |
| ローソン | ローソンストア 100 | MMK 設置店 | くらしハウス |
| ミニストップ | コミュニティ・ストア | スリーエイト | 生活彩家 |
| タイエー | デイリーヤマザキ | ニューヤマザキデイリーストア | |
| ハセガワストア | ポプラ | ヤマザキスペシャルパートナーショップ | |
| ヤマザキデイリーストア | | | |

(注) バーコードが印刷されている納付書に限ります。なお、バーコードが印刷されている納付書はモバイルレジをご利用いただけます。モバイルレジについては P93

■財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎 2 階）および各市税事務所納税課（P109～112）

■札幌市東京事務所（東京都千代田区有楽町 2 丁目 10-1 東京交通会館 3 階）

口座振替

口座振替は、自動的にあなたの預貯金口座から振り替えて納めることができる便利な制度です。手続きは簡単で、通常は一度申込みをすると翌年度以降も継続されます。納税には、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。

安心…納税のために現金を持ち歩く必要がありません。

確実…うっかり納め忘れる心配がありません。

便利…納期のたびに、金融機関等にお出かけになる手間が省けます。

| | |
|---------------|---|
| 口座振替のできる税目 | 市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分） |
| 口座振替のできる金融機関 | 市税の納付場所欄（☞ P89）に記載されている金融機関、商工組合中央金庫札幌支店、全国のゆうちょ銀行、郵便局および楽天銀行の本支店 |
| 口座振替のできる預貯金種目 | 普通預金、当座預金、通常貯金、納税準備預金 |
| 口座振替日 | 各納期の最終日 前日までに残高をご確認ください。再振替は行いません。 |
| 振替の確認 | 預金通帳でご確認ください。 なお、使用用途があり、各納期分の振替結果を記載した「口座振替納付済通知書」の発行を希望される方は、北部市税事務所収納管理課（☞ P110）にご連絡ください。 |

■ 申込手続き

○ 申込書（口座振替依頼書）による申込手続き

(1) 市内の金融機関窓口での申込手続き

申込みには次のものがが必要です。

- ① 申込書（口座振替依頼書）
- ② 口座届出印
- ③ 預貯金通帳
- ④ 納税通知書

申込書を札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口にご提出していますので、必要事項を記入、押印の上、窓口にご提出ください。

(2) 郵送での申込手続き

年度初めにお送りしています納税通知書に同封の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご投函いただくだけで、簡単に申込みができます。北部市税事務所収納管理課（☞ P110）にご連絡いただければ、ご自宅等へ郵送します。

(注) 楽天銀行の個人口座で申込みされる際は、申込書の郵送後、楽天銀行にログインし承諾手続きを行う必要があります。（郵送後、承諾手続きが可能となるまで7日前後かかります）

〈申込書は以下の場所にも備え付けております〉

- ・各区役所市民部総務企画課広聴係 ☎ P112
- ・札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口

また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 口座振替

検索 

○キャッシュカードによる申込手続き

各市税事務所の窓口でキャッシュカードを提示し、専用端末にカードの暗証番号を入力すると口座振替の申込みが完了する方法です。申込書（口座振替依頼書）にご記入いただくよりも簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

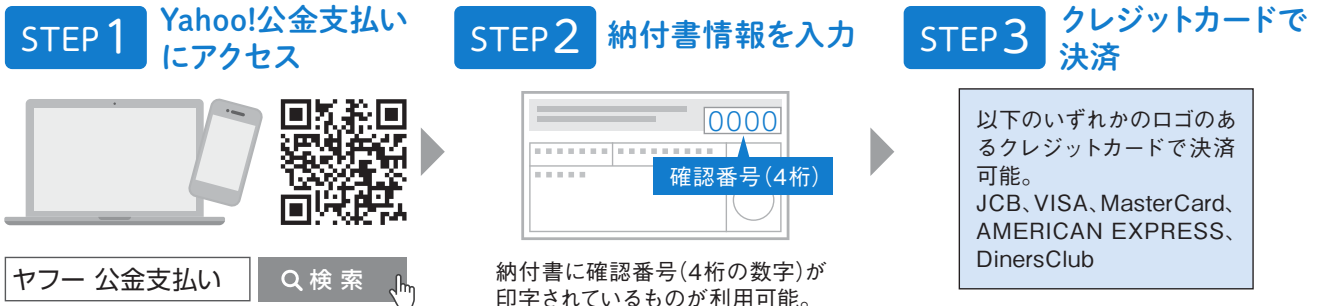
ご希望の方は下の表をご確認の上、「お取扱い窓口」にご来庁ください。

| | |
|--------------|--|
| お取扱いできる税目 | 口座振替のできる全ての税目 ☎ P90 |
| お取扱いできる金融機関 | 北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行 北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫、北海道信用農業協同組合連合会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合 |
| お取扱いできる預貯金種目 | 個人の普通預金、通常貯金 【法人様名義の預貯金口座または個人の名義でも当座預金や納税準備預金の場合は、申込書による方法でのみ受付いたします。申込書による方法については ☎ P90】 |
| ご持参いただくもの | 上記お取扱いが可能な預貯金口座のキャッシュカード、納税通知書番号の記載された書類 【暗証番号の入力が必要ですので、窓口に来庁されるご本人様名義のキャッシュカードをお持ちください】 |
| お取扱い窓口 | 各市税事務所（☎ P109～111）および財政局税政部税制課（市役所本庁舎2階） |
| ご留意いただく事項 | ・代理人カード、生体認証カードなど、一部お取扱いできないカードがあります。 ・専用端末機のメンテナンス等で、予告なく受付できない場合があります。 |

クレジットカードによる納付

インターネット上の専用サイト（Yahoo! 公金支払い^{ヤフー}）から、クレジットカードで市税を納付できます。

■納付方法



(注1) 1度のお申込みで継続的にクレジットカード決済ができるものではありません。

(注2) 金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口では、クレジットカードでは納付できません。

| | | | |
|-----------------|--|-----------|--|
| 利用できる税目 | 市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割） | | |
| 決済手数料 | 納付額に応じた決済手数料がかかります。 | | |
| | 納付金額（全税目） | 決済手数料（税別） | 【以降、納付額が5,000円増えるごとに37円または38円（税別）ずつ加算されます】 |
| | 1円～5,000円 | 37円 | |
| | 5,001円～10,000円 | 75円 | |
| 10,001円～15,000円 | 112円 | | |

■ご注意

○以下の場合、クレジットカードでは納付できません

- (1) 納付書の金額が100万円以上の場合
- (2) 納期限が過ぎている場合
- (3) 市・道民税で、年金や給与から天引き（特別徴収）されている場合
- (4) 口座振替をお申込みされている場合

（注）クレジットカードで納付するには、口座振替の解約が必要です。

また、上記以外の場合にも、クレジットカードでは納付できない場合があります。


○領収証書・納税証明書について

- (1) 領収証書は発行されません。
- (2) 札幌市で納付を確認できるまでに3週間程度かかります。それまでの間、市税事務所や区役所にお越しいただいても、納税証明書を発行することはできません。
- (3) 軽自動車税（種別割）をクレジットカードで納付される方へ
車検対象車種の軽自動車税（種別割）をクレジットカードで納付された方には、納付された1～2カ月後に、車検更新時にお使いいただくための納税証明書（継続検査用）をお送りします。
車検更新時期が近づいている場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

モバイルレジ

(株)NTT データが提供する「モバイルレジ」を利用すると、携帯電話等を操作するだけで「いつでも※、どこでも」市税を納付することができます。納付書のバーコードを携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影し、モバイルバンキングまたはインターネットバンキングを利用して市税を納付することができますので、金融機関等にお出かけになる手間が省けます。

※モバイルレジを利用できる時間は、ご利用の金融機関のモバイルバンキング、インターネットバンキングサービス提供時間内となります。

| | |
|----------------------|--|
| 利用できる税目 | 市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割） 【バーコードが印刷されている納付書に限りです】 |
| 利用できる金融機関 携帯電話の機種 | 札幌市公式ホームページをご確認ください。  |

■納付の流れ

事前に、ご利用になる金融機関にモバイルバンキングまたはインターネットバンキングの利用申込を行い、携帯アプリをダウンロードしてください。



■ご注意

- (1)領収証書は発行されません。
- (2)軽自動車税（種別割）をモバイルレジで納付される方へ
車検対象車種の軽自動車税（種別割）をモバイルレジで納付された方には、納付された1～2カ月後に、車検更新時にお使いいただくための納税証明書（継続検査用）をお送りします。
車検更新時期が近づいている場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。
- (3)納付に係る手数料は無料です。ただし、別途パケット通信料がかかります。
- (4)税額が30万円を超えるバーコードがない納付書、バーコードの使用期限が過ぎている納付書や、傷や汚れによりバーコードが読み取れない場合はお取り扱いできません。

≫ 自主納税と滞納

自主納税

市税の納付は、自主納税が基本です。

自主納税とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により納付を促すこととなります。たとえ、滞納がうっかりした不注意によるものであっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めていただくこととなります。

滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産（不動産・給料・預貯金など）を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

市税はみんなの財産

市税の滞納は、札幌市全体にとって大きな損失となります。それは、滞納整理のために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、市民の皆さまのための福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることとなります。

市税は、市民みんなの財産です。市税を有効に使うため納期内納税を守られるようご協力ください。

納税相談

納期限までに納税できない場合には、納税通知書をお持ちになり、お住まいの区を担当する市税事務所納税課（☎ P109～111）にご相談ください。

なお、市税事務所では、毎週木曜日（年末年始、祝日を除く）に20時まで納税相談を行っております。

市税の減免と納税の猶予

不幸にして火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、その事情に応じて、税金を減免したり、納める時期を遅らせたり、分割して納められるようにする次の制度があります。

市税の減免

納税義務者が以下の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日まで申請書を提出してください。

なお、以下の要件以外でも、減免されることがあります。

| 税の種類 | 主な要件 | 問い合わせ先 |
|----------------|---|--|
| 個人市民税 | ・生活扶助などを受ける場合 ・学生、生徒で一定の要件にあてはまる場合 ・災害（火災、風水害など）を受けた方で一定の要件にあてはまる場合 | お住まいの区（1月1日現在） を担当する市税事務所市民税課 ☎ P109～111 |
| 固定資産税 都市計画税 | ・生活扶助などを受ける場合 ・災害（火災、風水害など）を受けた場合 | 資産の所在する区を担当する市 税事務所（償却資産分につい ては中央市税事務所）固定資産 税課 ☎ P109～111 |
| 軽自動車税 （種別割） | ・生活扶助などを受ける場合 ・軽自動車等が災害により著しい損害を受けた場合 ・身体などに障がいのある方のために使用する車 で、一定の要件にあてはまる場合 | 中央市税事務所 諸税課 ☎ P109 |
| 法人市民税 | ・収益事業を行わない公益法人等で、一定の要件に あてはまる場合 | |
| 事業所税 | ・天災などの場合 | |

納税の猶予

市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合に納税を猶予する制度があります。納期内納付が困難な場合は、お早めに担当の市税事務所納税課にご相談ください。

〈お問い合わせは〉

各市税事務所納税課、財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎2階） ☎ P109～112

徴収猶予

以下のような理由により、市税を一時に納付することができないときに、担当の市税事務所に申請することで、1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。

- (1)財産について災害を受けたこと、または盗難にあったこと
- (2)納税者または生計を一にする親族などが病気にかかったこと、または負傷したこと
- (3)事業を廃止したこと、または休止したこと
- (4)事業について著しい損失を受けたこと
- (5)本来の納期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定したこと

○徴収猶予が認められると

- (1)納税が猶予されます。
(猶予期間中に市税を分割して納付していただく場合があります)
- (2)財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- (3)延滞金の全部または一部が免除されます。

■換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときに、その市税の納期限から6カ月以内に、担当の市税事務所に申請することで、1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

また、納税者からの申請によるほか、札幌市長の職権により猶予が認められる場合もあります。

○換価の猶予が認められると

- (1)納税が猶予され、猶予期間中に市税を分割して納付することになります。
- (2)財産の換価（売却）が猶予されます。
- (3)延滞金の一部が免除されます。

≫ 不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

主な処分に対する不服申立期間は、次のとおりです。

| 区 分 | 期 間 |
|-----------|---|
| 市税の課税の決定 | 納税通知書または税額決定通知書等を受けとった日の翌日から起算して3カ月以内 |
| 督促 | 督促状を受けとった日の翌日から起算して3カ月以内 |
| 不動産などの差押え | 差押えがあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで |

(注) 不服申立ての手続き、方法については、それぞれの通知書、督促状に記載しています。

Q & A

Q.1 納期を過ぎてから納める場合の延滞金の計算方法は？

私は、令和3年度の市・道民税の第1期分（納期限6月30日）58,300円の納税を忘れておりました。今日（10月20日）さっそく納税したいと思いますが、延滞金にかかるのでしょうか。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次のように計算されます。

(1) 1カ月を経過する日までは令和3年中は年2.5%

(2) 1カ月を経過する日の翌日から納付する日までは令和3年中は年8.8%

したがって、あなたの場合は、次のとおり1,200円の延滞金がかかります。

① 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの期間（31日間）

$$58,000 \text{ 円 (1,000 円未満の端数切捨て)} \times 0.025 \times 31 \div 365 \\ = 123 \text{ (1 円未満の端数切捨て)}$$

② 令和3年8月1日から令和3年10月20日までの期間（81日間）

$$58,000 \text{ 円 (1,000 円未満の端数切捨て)} \times 0.088 \times 81 \div 365 \\ = 1,132 \text{ (1 円未満の端数切捨て)}$$

求める延滞金は、①+②=123+1,132=1,255

$$= 1,200 \text{ 円 (100 円未満の端数切捨て)}$$

Q.2 誤って市税を二重に納付してしまった場合は？


誤って固定資産税を二重に納付してしまいました。どうしたらよいですか？

A 二重に納付された市税は、原則、口座に振り込む方法でお返ししています。

手続きは、市税事務所から郵送される「過誤納金還付通知及び受取口座の照会について」という文書に金融機関名・口座番号等をご記入の上、返信用封筒に入れて返送していただきます。後日、その口座に振り込みいたします。振込時期は、別途郵送する過誤納金還付（充当）通知書で、ご確認ください。なお、滞納税、延滞金がある場合には還付せずに充当します。

Q.3 口座振替ができなかった場合は？

残高不足等で市税の口座振替ができなかった場合には、どのようにして納めたらよいのでしょうか？

A 口座からの再振替は行っておりません。振替日を経過してから10日程度で納付書を郵送いたしますので、金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局またはコンビニエンスストアで納付してください。納付できる金融機関およびコンビニエンスストアについては  P89